

寒河江さくらんぼウォーク2024業務委託
募集要項(公募型プロポーザル)

1 委託業務の名称

寒河江さくらんぼウォーク2024企画運営等委託業務

2 目的

- ・誰もが気楽に楽しめるウォーキングイベントをきっかけとした市内周遊とスポーツツーリズムによる交流人口の増
- ・『寒河江市のさくらんぼ(紅秀峰)』のプロモーション活動の一環として行うこと

3 委託期間

契約締結の日から令和6年7月31日まで

4 委託内容

＜令和6年6月23日(日)「チェリーランドさがえ」発着にて開催予定のさくらんぼウォーク業務一式＞

(1) さくらんぼウォーク参加者拡大のための広告・プロモーション

※参加者数 1,000 人規模のイベントとする。

(2) さくらんぼウォークに関する企画・イベント運営業務

※コースについて、事務局案も含め、ロングコース(10～12km 程度)、ショートコース(5～6km 程度)の 2 コース設定し、企画のコンセプトに合ったコースを検討する。(コース設定も評価に含む。)

※ショートコース(5～6km 程度)を中心に、エイドに加え、幅広い年代やグループ等でも楽しめる「ゲーム」等のコンテンツを用意した企画を行う。

※参加者募集、参加者受付、イベントに関する問い合わせ運営も含む。

※万が一、感染症や災害等による事業中止を判断した場合、その返金等の対応も含む。

※運営に際して、関係各所との連絡調整(商品の手配や協賛、施設使用申請等)も含む。

(3) さくらんぼウォーク参加者へのCS調査、集計分析、報告書作成業務

※調査票には参加者の属性、来訪目的、イベント認知手段などの項目を入れること。

なお、すべての委託内容については、受託者と委託者で調整を行いながら遂行するものとする。

5 応募資格

- (1) 山形県内及び近県に事務所もしくは事業拠点等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること。

6 委託料

- (1) 本業務に係る委託料の見積上限額は、5,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (2) 受託者が本業務の実施に当たり、この要項に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

※参加料については、中学生以下 1,000 円、一般 2,000 円とし、全て事業費に充てることを想定しています。

7 スケジュール

●公募開始	令和6年3月26日(火)
●質問受付期限	令和6年4月 1日(月)
●参加申請書及び企画提案書の提出期限	令和6年4月 8日(月)
●プレゼンテーション審査(予定)	令和6年4月12日(金)
●選定結果通知	令和6年4月中旬
●契約締結・事業開始	令和6年4月中旬
●寒河江さくらんぼウォーク2024	令和6年6月23日(日)
●事業完了	令和6年7月31日(水)

8 応募手続き等に関する事項

(1) 公募型プロポーザル参加申請書等の配付

「公募型プロポーザル参加申請書」及び「調査内容提案書」は、寒河江市ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書及び調査内容提案書の受付

令和6年4月8日(月)午後3時までに、下記宛に持参又は郵送により紙面で8部及びDVDまたはUSBメモリー等の電子記録媒体を提出するものとする。

提出先: 〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西 365 寒河江市市民体育館内

寒河江市スポーツツーリズム推進協議会 事務局(寒河江市スポーツ振興課) 宛て

(3) 質問及び回答

質問は、令和6年4月1日(月)午後3時まで下記メールにより受付、電話による質問は受け付けないこととする。

メールアドレス: sports-sagae@city.sagae.yamagata.jp

(4) 審査会

業務受託予定者を選出する審査会は、令和5年4月12日(金)午後開催予定とする。その際に提案に関するプレゼンテーションや提案内容のヒアリングを行うものとする。

なお、審査会の時間配分については、概ね以下のとおりとする。

- ・企画概要説明 15分
- ・質問 15分

※感染症等の拡大状況等によって、審査会を中止とし書面での審査になる場合がある。

9 調査内容提案書の記載事項

(1) 調査内容提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 申請者の内容(会社概要などの添付可)
- イ 過去3年間におけるスポーツイベントの実績
- ウ 見積書
- エ 業務体制(本業務を実施するための業務体制を記載すること。)
- オ スケジュール
- カ さくらんぼウォーク運営・広告・プロモーション等に関する企画提案

(2) A4用紙に印刷できる形式とし、参加申請書を除き10ページ以内とし、提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

10 審査

審査は、見積金額が限度額の範囲内のものについて、寒河江市スポーツツーリズム推進協議会が設置する審査委

員会において、市スポーツツーリズム推進協議会が設定した評価基準に基づいて行い、業務受託予定者を選定する。業務受託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を業務受託予定者とする。

主な評価基準は次のとおりとする。

評 価 基 準	重要度
見積経費	× 1
運営等実績	× 1
提案コンセプト	× 3
業務体制・スケジュール	× 2
運営・広告等に関する企画提案	× 3

選定結果は、参加者すべてに文書で通知する。

11 契約の方法

業務受託予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

12 失格事項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 異なる申請書を複数提出したとき。
- (2) 様式又は記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

13 個人情報の保護

委託業務の遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (4) 予算の状況等により、内容が変更になる場合がある。